

1. 銀行取引約定書

印紙

平成 年 月 日

銀行名

住所
本所
住居
保証人

私は、貴行との取引について、次の条項を確約します。

第1条 (適用範囲)

- ① 手形貸付、手形割引、証券貸付、当座貸越、支払承諾、外国為替その他のいっさいの取引に関するして生じた債務の履行については、この約定に従います。
- ② 私が振出、裏書、引受、参加引受または保証した手形を、貴行が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行についてはこの約定に従います。

第2条 (手形と借入金債務)

手形によって貸付を受けた場合には、貴行は手形または貸金債権のいずれによっても請求することができます。

第3条 (利息、損害金等)

- ① 利息、割引料、保証料、手数料、これらの戻しについての割合および支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行なわれる程度のものに変更されることに同意します。
- ② 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年 % の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

第4条 (担保)

- ① 債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、請求によって、直ちに貴行の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人またはその追加入れを追加します。
- ② 貴行に現在差し入れてある担保および将来差し入れる担保は、すべて、その担保する債務のほか、現在および将来負担するいっさいの債務を共通に担保するものとします。
- ③ 担保は、かならずしも法定の手続によらず一般に通常と認められる方法、時期、価格等によ

り貴行において取立てまたは処分をうけ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとします。なおお残債務がある場合には直ちに弁済します。

- ④ 貴行に対する債務を履行しなかった場合には、貴行の占有している私の動産、手形その他の有価証券は、貴行において取立てまたは処分することができるとし、この場合もすべて前項に準じて取り扱うことに同意します。

第5条 (期限の利益の喪失)

① 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行から通知催告等がなくても貴行に対するいっさいの債務を弁済する。

- 1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3. 私または保証人の預金その他の貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき。
- 4. 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明となったとき。

② 次の各場合には、貴行の請求によって貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- 2. 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
- 3. 私が貴行との取引約定に違反したとき。
- 4. 保証人が前項または本項の各号の一にても該当したとき。
- 5. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条 (割引手形の買戻し)

- ① 手形の割引を受けた場合、私について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときは全部の手形について、また手形の主債務者が期日に支払わなかったときもしくは手形の主債務者について前条第1項各号の事由が一つでも生じたときはその者が主債務者となっている手形について、貴行から通知催告等がなくても当然手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。
- ② 割引手形について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。
- ③ 前2項による債務を履行するまでは、貴行は

手形所持人としていっさいの権利を行使することができず。

第7条 (差引計算)

- ① 期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、貴行に対する債務を履行しななければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。
- ② 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。
- ③ 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。

第7条の2 (同前)

① 弁済期にある私の預金その他の債権が未到来行に対する債務とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。

② 満期前の割引手形について私が前項により相殺する場合には、私は手形面記載の金額の買戻債務を負担して相殺することができるものとします。ただし、貴行が他に再譲渡中の割引手形については相殺することができません。

③ 外貨または自由円勘定による債権または債務については、前2項の規定にかかわらず、それらが弁済期にあり、かつ外国為替に関する法令上所定の手続が完了したものでなければ、私は相殺できないものとします。

④ 前3項により私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証券、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出します。

⑤ 私が相殺した場合における債権債務の利息、割引料、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとして、利率、料率は貴行の定めによるものとし、また外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。なお、期限前弁済について特別の手数料の定めがあるときは、その定めによります。

第8条 (手形の提示、交付)

- ① 私の債務に関して手形が存在する場合、貴行が手形上の債権によらなければならない第7条の差引計算をするときは、同時にその手形の返還を要しません。

② 前2条の差引計算により、貴行から返還をうける手形が存在する場合には、その手形は私が貴行まで運送なく受領し向きます。ただし、満期前の手形については貴行はそのまま取り立てることができません。

③ 貴行が手形上の債権によって第7条の差引計算をするときは、次の各場合にかぎり、手形の提示または交付を要しません。なお、手形の受領については前項に準じます。

- 1. 貴行において私の所在が明らかでないとき。
- 2. 私が手形の支払場所を貴行にしているとき。
- 3. 手形の送付が困難と認められるとき。
- 4. 取引その他の理由によって呈示、交付の省略がやむをえないと認められるとき。

④ 前2条の差引計算の後なお直ちに履行しななければならない私の債務が存在する場合、手形に私以外の債務者があるときは、貴行はその手形をとめおき、取立てまたは処分のうえ、債務の弁済に充当することができます。

第9条 (充当の指定)

弁済または第7条による差引計算の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができます。その充当に対しては異議を述べません。

第9条の2 (同前)

① 第7条の2により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。

② 私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当すること

ができ、その充当に対しては異議を述べません。③ 第1項の指定により債権保全上支障が生じおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができます。

④ 前2項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来した

第10条 (危険負担、免責事項等)

- ① 私が振出、裏書、引受、参加引受もしくは保証した手形または私が貴行に差し入れた証券が、事変、災害、輸送中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、貴行から請求があれば

他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、本人と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行いません。もし貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

以上

全国銀行協会は、「銀行取引約定書ひな型」の示し方等について、平成12年4月18日の理事会において「ひな型」を廃止し、今後、従来のように「ひな型」を制定して公表することは行わないことを決定し、会員銀行宛通知しました(平成12年4月18日付、平12全業会第18号)。

は直ちに代り手形、証券を差し入れます。この場合に生じた損害については貴行になんらの請求をしません。
② 私の差し入れた担保について前項のやむを得ない事情によって損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。
③ 万一手形要件の不備もしくは手形を無効にする記載によって手形上の権利が成立しない場合、または権利保全手続の不備によって手形上の権利が消滅した場合でも、手形面記載の金額の責任を負います。

④ 手形、証券の印影を、私の届け出た印鑑に、相當の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、手形、証券、印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、手形または証券の記載文言にしたがって責任を負います。
⑤ 私に対する権利の行使もしくはは保全または担保の取立もしくはは処分に必要な費用、および私の権利を保全するため貴行の協力を依頼した場合に必要な費用は、私が負担します。

第11条 (届け出事項の変更)
① 印章、名称、商号、代表者、住所その他届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届け出をします。
② 前項の届け出を怠ったため、貴行からなされた通知または送付された書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第12条 (報告および調査)
① 財産、経営、業況について貴行から請求があったときは、直ちに報告し、また調査に必要な財産を提供します。
② 財産、経営、業況について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴行から請求がなくても直ちに報告します。

第13条 (適用店舗)
この約定書の各条項は、私と貴行本支店との間の諸取引に共通に適用されることを承認します。

第14条 (合意管轄)
この約定に基づき諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴行本店または貴行支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

保証人は、本人が第1条に規定する取引によって貴行に対し負担するいっさいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの約定に従います。
保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは

22. 金銭消費貸借契約証書

印 紙

銀行名 平成 年 月 日
住所 債務者
住所 保証人

第1条 (借入要項)
債務者は、別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、貴行から次の要項によって金銀を借入れ、これを受領しました。

- 1. 金額 円也
- 2. 使途
- 3. 弁済期 年 %の割合
- 4. 利率 (年365日の日割計算)
- 5. 利息支払期
- 6. 損害金 この約定による債務を履行しなかったときは、支払うべき金額に対し年%の割合(年365日の日割計算)の損害金を支払います。

第2条 (手形の併用)
前条の借入金の弁済を確保するため、債務者は貴行が指定する支払期日の約束手形を振出し、貴行に差し入れます。その後も最終弁済期に至るまで同様に書替継続します。

第3条 (長期借入の期限前弁済)
① 債務者は、借入期間1か年以上の借入については、あらかじめ貴行の承諾を受けたうえ約定の期限前にその債務の一部または全部を弁済することができず。
② 前項の場合において、貴行の請求があったときは弁済金額の %の割合の手数料を支払います。

第4条 (公正証書の作成)
債務者および保証人は、貴行の請求があるときは、直ちにこの約定による債務について強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続をします。このために要した費用は債務者および保証人が負担します。

第5条 (保証)
① 保証人は、債務者がこの約定によって負担す

るいっさいの債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については、債務者が別に差し入れた銀行取引約定書の各条項の約定に従います。

② 保証人は、債務者の貴行に対する預金その他の債権をもって担保はしません。

③ 保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

④ 保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、債務者と貴行との取引継続中は貴行の同意がなければ、これを行いません。もし貴行の請求があれば、その権利またはは順位を貴行に無償で譲渡します。

⑤ 保証人が債務者と貴行との取引については担保を怠っている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、はかに限度額の定めのある保証をしている場合は、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとして、保証人が保証をした場合にも同様とします。

(注) 第3条は、長期借入の期限前弁済の手数料を定める場合の記載例である。

以上

15. カード規定 (試案)

- 1 (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)について発行した○○○○カードおよび貯蓄預金について発行した○○○○カード(以下これを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができま。

 - ① 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機)を含みます。以下「預金機」といいます。これらを使用して普通預金または貯蓄預金(以下これを「預金」といいます。)に預入をします。
 - ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機)を含みます。以下「支払機」といいます。これらを使用して預金の払戻しをします。
 - ③ 当行の自動振込機(振込)を行うことができ「振込機」といいます。これらを使用して振込預金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をします。
 - ④ その他当行所定の取引をします。
- 2 (預金機による預金の預入れ)

預金機を使用して預金に預入れをします。これは、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

 - (1) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
 - (2) 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「○○○○現金自動預金機専用通帳」の発行の申込みがあったものと見做し、同通帳を発行しますので、「○○○○ご利用明細」を振り込んで保管してください。
- 3 (支払機による預金の払戻し)

支払機を使用して預金の払戻しをします。これは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

 - (1) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あ

- 7 (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)
 - (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができま。
 - (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードによる預金の払戻しをすることができま。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
 - (3) 前項による払戻しをします場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
 - (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができま。
- 8 (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記録機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。
- 9 (カード・暗証の管理等)
 - (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸国その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
 - (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
 - 10 (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であった場合に重大な過失が生じたことを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
 - 11 (盗難カードによる払戻し等)
 - (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しに相当する損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること
 - (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行が通知を受けることができないうちを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。
 - (3) 前2項の規定は、第1項にかかるとして、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
 - (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行

4

は補てん責任を負いません。
 ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
- C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12 (カードの紛失、届出事項の変更等)
 カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

13 (カードの再発行等)
 (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14 (預金機・支払機・振込機への誤入力等)
 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15 (解約、カードの利用停止等)
 (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。
 (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい、直ちにカードを当店に返却してください。
 (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第16条に定める規定に違反した場合
- ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過

した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

全

16 (譲渡、買入れ等の禁止)
 カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

17 (規定の適用)
 この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以上

定荷が、ただちに使用できなくなるとはありませんが、各銀行において今後必要と考える場合には、独自の判断と責任において改訂していただくこととなります。
なお、「ひな型」が昭和7年に制定され、昭和52年に一部改正されてから数えても20数年が経過しており、その間の領域も大きく変化していることに鑑み、別添の留意事項を作成致しましたので、必要に応じてご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上

(別 添)

銀行取引約定書に関する留意事項

1. 取引先への重要事項の説明等について
平成16年の銀行法改正により、銀行は預金業務等以外の業務に関しても取引先に重要事項の説明を行うべき旨が明記された。これに鑑み、銀行取引約定書の基本的な事項について取引先および保証人への説明を要することはもちろんであるが、約定書の体裁や表現方法を工夫することによって、より理解しやすいものとするのが望ましい。
2. 契約締結方式について
ひな型においては、取引先が署名のうえ銀行に差し入れる方式がとられているが、もとよりこれは、取引先と銀行の双方が署名する方式や無署名の規定書を取引先に交付する方式を否定するものではない。いずれの方式をとるかは、各銀行で判断することであるが、いずれの方式を採用する場合にも、原本または写しの交付を徹底すること等により、取引先が約定内容等についても確認できるようにしておくことが重要である。
3. 適用範囲について
今後、各銀行における主目的な選択により、銀行の行う業務の範囲が異なることも予想されることに鑑み、銀行取引約定書の適用範囲については、よりいっそう明確化することが望ましい。また、デリバティブ取引、保証取引等のように「その他いっさいの取引」という包括的表現に含まれるものもあっても、適用範囲にある取引の例示として明記するなどの工夫をすることが考えられる。
4. 利息、損害金等について
現在の銀行業務においては、金利変更ルールを個別約定で定めることも少なくないが、今後、各銀行において銀行取引約定書の金利変更事項を見直す場合には、できるだけ要件を明確にすることが望ましい。
5. 担保について
増担保請求の条項を置く場合には、できるだけ要件を明確にすることが望ましい。また、被担保債権を特定債務とするか担保とするかを担保権設定契約時に決めて現在の債務のあり方からすれば、特定債務を担保としたものを共通担保条項により包括的な担保にする必要性は失われていると考えられることから、銀行取引約定書にこのような条項を置くことについては例外も含め見直すことが望ましい。
6. 期限の利益の喪失事由について
期限の利益の喪失条項は、銀行の債権保全上必要不可欠な条項であるが、他方、取引先の利益にとって重大な影響を及ぼすものである。したがって、通知催告を要せずに期限の利益を喪失させる当然喪失事由は、取引先の信用悪化の程度が顕著な定型の事例に限定するのが望ましい。また、請求喪失の場合には、請求喪失事由に該当する事実が形式的に発生したかどうかだけでなく、債権保全の必要性の有無を客観的に判断する必要があることに留意すべきである。なお、期限の利益の喪失事由に関わる法令の制定・改廃等があった場合には、適宜条項の見直しを行うことが望ましい。
7. 割引手形の買戻しについて
手形割引の買戻し請求権の法的性質については、かつて売買説と消費貸借説とが対立し、

当協会において銀行取引約定書ひな型を作成することによって解状を統一したという趣意がある。したがって、今後各銀行において銀行取引約定書を改訂する場合においても、解状上の明確性を損なうことのないよう、割引手形の買戻しに関する条項を、引き続き設けることが望ましい。

8. 差引計算について
銀行取引においては、個々の債権債務について相殺適状がいつ生じたかの判定が困難な場合がある。したがって、民法による相殺の適及効から生じる相殺計算の複雑さを回避するために、差引計算を行うに際しての債権債務の利息、罰引料、損害金等の計算について特約を設けること自体には必要性、合理性があると考えられるが、その場合には、基準日や計算方法等についてあらかじめ明確なルールを策定し、これに基づいた差引計算を行うべきことに留意する。
9. 取引先からの相殺について
取引先からも相殺が可能であることはいまやまでもないことであるが、昭和52年のひな型改正時において、歩積・両建て預金の自前の観点から従来のひな型に取引先が行う相殺についての条項が加えられたという趣意に鑑み、各銀行が銀行取引約定書を改訂するに際しても、引き続き取引先からの相殺に関する規定およびそれに際しての充当の指定に関する条項を設けることが望ましい。また、ひな型に置かれていた外貨または自由円（非居住者円）勘定による債権または債権については、相殺に関する外国為替及び外国貿易法上の制限は、有事規制がある場合を除き、原則として存在しなくなることと鑑み、条項を見直すことが望ましい。
10. 手形の提示、交付について
手形上の債権によって差引計算をする場合において手形の提示または交付を省略する条項を設ける場合には、正当かつやむをえないと認められる場合に限定することが望ましい。
11. 債権証券等の紛失、滅失、損害等について
債権証券、手形や担保物の紛失、滅失、損害等についての危険を取引先が負担する旨の条項、または手形や証券についての印章の盗用・偽造等があった場合に銀行が免責を受ける旨の条項を設けた場合に、それらが有効に機能するためには、銀行に故意・過失といった帰責事由が存しないことが当然の前提であることに留意すべきである。
12. 包括保証について
ひな型においては、主債務者と並んで保証人が署名することにより、期限・金額の定めなく保証する形式がとられていたが、このようないわゆる包括保証の効力については、保証契約の当事者、保証契約のなされた事情、保証される取引の実情などによって、合理的な限度があると解されているので、契約締結に当たっては、契約の主旨・内容を十分説明するほか、主たる債務者との関係、責力、連絡性などにも配慮すべきである。
13. 担保保存義務免除特約について
継続的取引を円滑に行うためには、担保の変更・解除を命ぜられざる場合もある。そのため、ひな型の保証条項には、保証人があらかじめ民法の定める担保保存義務を免除する旨の特約が置かれており、それ自体は判例上も有効とされているが、個々の事案において当該特約が効力を有するためには、特約を主張することが信義則に反しないこと、また、債権の濫用にあたらぬことが必要であることに留意すべきである。
14. 代位権不行使特約
保証債務の一部を履行した保証人による代位権不行使を制限する特約条項については、すでに一部代位弁済者は配当手帳において原債権者に劣後すること、また、単独では担保権行使ができないことが確定した判例理論となっていることを考慮して、必要に応じて表現等を見直すことが望ましい。

以上

37. 保証約定書 (包括根保証用)

印紙

平成 年 月 日

銀行名

住所 保証人 住所 債務者

保証人は、債務者が別に差し入れた銀行取引約定書第1条に規定する取引によって貴行に対して現在および将来負担するいっさいの債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については上記の銀行取引約定書の各条項のほか、次の条項に従います。

第1条 保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

第2条 保証人は、債務者の貴行に対する預金その他の債権をりつて相殺はしません。

第3条 保証人が、この保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、債務者と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

第4条 保証人が、この保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、債務者と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

38. 保証約定書 (限度付根保証用)

印紙

平成 年 月 日

銀行名

住所 保証人 住所 債務者

保証人は、債務者が別に差し入れた銀行取引約定書第1条に規定する取引によって貴行に対して現在および将来負担するいっさいの債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については上記の銀行取引約定書の各条項のほか、次の条項に従います。

第1条 保証債務の限度額は金 円とします。

第2条 保証人は、債務者の貴行に対する預金その他の債権をりつて相殺はしません。

第3条 保証人は、貴行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

第4条 保証人が、この保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は、債務者と貴行との取引継続中は、貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があれば、その権利または順位を貴行に無償で譲渡します。

39. 信用保証協会保証契約約定書例

〇〇信用保証協会(以下甲という。)と〇〇〇〇(以下乙という。)は、信用保証協会法第20条に基づき保証(以下「保証契約」という。)に関して、次の各条項を約定する。

第1条(成立) 保証契約は、甲が乙に対し信用保証書を交付することにより成立するものとする。

第2条(効力) 1. 保証契約の効力は、乙が貸付を行ったとき生じる。

2. 前項の貸付は、信用保証書発行の日から30日以内に行うものとする。但し、甲が特別の事情があると認め、乙に対し承諾書を交付したときは、60日まで延長することができる。

第3条(旧債権の制限) 乙は、甲の保証に係る貸付(以下「被保証債権」という。)をもって、乙の既存の債権に充てないものとする。但し、甲が特別の事情があると認め、乙に対し承諾書を交付したときは、この限りでない。

第4条(貸付、償還状況報告) 1. 乙は、第2条の貸付を行ったときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

2. 乙は、被保証債権の全部又は一部の履行を受けたときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

第5条(保証契約の変更) 1. 保証契約の変更は、甲が乙に対し変更保証書を交付することにより成立するものとする。

2. 変更保証契約の効力は、乙が変更保証書に基づき変更の手続を完了したときに生じる。

3. 前項の手続は、変更保証書発行の日から15日以内に行うものとする。

4. 乙は、保証契約の変更手続を完了したときは、遅滞なく甲に通知するものとする。

第6条(保証債務の履行) 1. 甲は、被保証債権について債務者が最終履行期限(期限の利益喪失の日を含む。以下同じ。)後90日を経過なお、その債務の全部又は一部を履行しなかつたときは、乙の請求により乙に対し保証債務の履行をなすものとする。但し、特別の事由があるときは、90日を経過して甲に對し保証債務の履行請求を行うことができる。

2. 前項の保証債務の履行の範囲は、主たる債務に利息および最終履行期限後120日以内の延滞利息を加えた額を限度とする。

3. 延滞利息は、貸付利率と同率とする。

第7条(保証債務履行請求の種類の特則) 乙は、最終履行期限後2年を経過した後は、甲に対し保証債務の履行を請求することができない。

第8条(保証料徴収の委託) 1. 乙は、甲に代り被保証人から保証料(違約金を含む。)を徴収するものとする。

2. 乙は、前項の保証料を徴収したときは、その都度甲に送金するものとする。

第9条(債権の保全・取立) 1. 乙は、常に被保証債権の保全に必要な注意をなし、債務履行を困難とする事実を予見し、又は認知したときは、遅滞なく甲に通知し、且つ適当な措置を講じるものとする。

2. 乙は、被保証債権について債務者に対し期限の利益を喪失せしめたときは、直ちに甲に通知するものとする。

3. 乙は、債務者が被保証債権の履行期限(分割履行の場合の各履行期日を含む。)に履行しない場合には、甲の保証していない債権の取立と同じ方法をもって、被保証債権の取立をなすものとする。

第10条(債権証書及び担保物の交付) 乙は、甲より第6条による保証債務の履行を受けたときは、被保証債権に関する証書及び担保物を甲に交付するものとする。

第11条(免責) 甲は、次の各号に該当するときは、乙に対し保証債務の履行につき、その全部または一部の責を負われないものとする。

- (1) 乙が第3条の本文に違反したとき。
(2) 乙が保証契約に違反したとき。
(3) 乙が故意若しくは重大な過失により被保証債権の全部又は一部の履行を受けることができなかったとき。

第12条(手続) この約定による保証契約上の手続は、別に定めるところによるものとする。

第13条(変更) この約定の内容に変更を加えようとするときは、甲乙双方協議の上、決定するものとする。

第14条(約定書の所持) この約定書は、2通作成し、甲乙各自1通を保有するものとする。

昭和 年 月 日 甲 乙

8

- べき事由によって、貸行に私の所在が不明となつたとき。
- ② 次の各場合には、貸行から請求ありしだい直ちに貸越元利金を支払います。
1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 2. 担保の目的物について差押、または滅失手続の開始があつたとき。
 3. 私が貸行との取引約定に違反したとき。
 4. 保証人が前項または本項の各号の一つにても該当したとき。
 5. 前号のほかに償還保証金を必要とする相当の事由が生じたとき。

第5条 (減額、中止、解約)

① 金融情勢の変化、債権の保全その他相当の理由があるときは、貸行はいつでも極度額を減額し、貸越を中止し、またはこの契約を解除することができる。

② 前項によって貸行が減額、中止または解約をした場合、そのときまでに私の振り出した約束手形、小切手または引き受けた為替手形が、そのために不渡りとなつても異議なく、それによる損害はすべて私の負担とします。

③ この約定による取引が終了し、または貸越が中止された場合には、直ちに貸越元利金を支払い、直ちに減額後の極度額をこえる貸越金を支払います。

保証人は、本人がこの約定による取引によって負担する債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については当座勘定規定および本人が別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、この約定に従います。

保証人は、本人の貸行に対する預金その他の債権をもって担保はしません。

保証人は、貸行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貸行から取得した権利は、本人と貸行との取引継続中は、貸行の同意がなければこれを行使しません。もし貸行の請求があれば、その権利または順位を貸行に無償で譲渡します。

保証人が本人と貸行との取引についてほかに保証をしていない場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、ほかに限度額定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。

以上

30. 支払承諾約定書

平成 年 月 日

銀行名
住所
本人住所
保証人

私は、貸行との支払承諾取引について、別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、次の条項を承諾します。

第1条 (支払承諾の委託)

私が貸行に支払承諾を依頼する場合は、そのつど貸行所定の支払承諾依頼書を提出します。(なお、貸行はその都合によって、上記依頼書記載の金額もしくは限度額、または期間等の条件を変更することができます。)

第2条 (支払承諾の方法)

支払承諾は保証書の発行、手形保証、手形引受その他の債務保証の方法によって行なつて差しつかえありません。

第3条 (保証料)

貸行が実行する支払承諾に対し、私は保証料を支払います。保証料の支払時期、料率、計算方法および支払方法は貸行の定めによります。

第4条 (原債務の履行義務)

貸行が支払承諾を行なつた債務(以下、「原債務」という)について、私はその支払期日に必ず原債務を履行し、貸行には何ら負担をかけるません。

第5条 (通知義務)

① 私が原債務を履行したとき、または原債務について更改、相殺、混同などがあつたときは、遅滞なくその旨を貸行に通知します。

② 私が債権者から原債務の履行を請求されたとき、または原債務の免除、時効もしくは担保物件の変動など貸行の保証債務に影響をおよぼすような事由が発生したときは、遅滞なくその旨を貸行に通知します。

③ 前2項の通知を怠つたため、貸行が債権者から請求を受け弁済をしたときは、私はその金額について求償債務を負い、直ちに弁済します。

第6条 (保証債務の履行)

貸行が保証債務を履行するについては、私に對する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、履行の方法、金額について貸行の任意に実行して差しつかえありません。

第7条 (求償の範囲)

貸行が保証債務を履行したときは、私は貸行に対し直ちに償還するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行金額に対する履行日以後の損害金および支払のために要した費用、その他私に対する権利の行使または保全のために要した費用を含むものとします。

第8条 (事前求償)

① 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貸行から通知催告等がなくても当然に貸行が保証している金額または保証限度額について貸行に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。

1. 支払の停止または減額、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があつたとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 私または保証人の預金その他の貸行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 住所変更の届出を怠るなど私の責めに備すべき事由によって、貸行に私の所在が不明となつたとき。
- ② 次の各場合には、貸行の請求によって前項と同様にあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。

1. 私が債務の一部でも履行を遅滞したとき。

2. 担保の目的物について、差押、または競売手続の開始があつたとき。

3. 私が貸行との取引約定に違反したとき。

4. 保証人が前項または本項の各号の一にても該当したとき。

第9条 (中止・解約)

① 求償保証金を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも貸行はこの約定による取引を中止し、または解約することができます。

② 前項により貸行から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要の手続をとり、貸行には負担をかけるません。

保証人は、本人がこの約定による取引によって貸行に對し負担するべきいささいの債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、本人が別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、この約定に従います。

保証人は、本人の貸行に対する預金その他の債権をもって担保はしません。

保証人は、貸行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貸行から取得した権利は、本人と貸行との取引継続中は、貸行の同意がなければこれを行使しません。もし貸行の請求があれば、その権利または順位を貸行に無償で譲渡します。

保証人が本人と貸行との取引についてほかに保証をしていない場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、ほかに限度額定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。

以上

人が別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、この約定に従います。

保証人は、本人の貸行に対する預金その他の債権をもって担保はしません。

保証人は、貸行がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貸行から取得した権利は、本人と貸行との取引継続中は、貸行の同意がなければこれを行使しません。もし貸行の請求があれば、その権利または順位を貸行に無償で譲渡します。

保証人が本人と貸行との取引についてほかに保証をしていない場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また、ほかに限度額定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が本人と貸行との取引について、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

以上

51. 「当座勘定受取約定書」から、60. 「保証約定書」までの各契約書は、全銀協法規規専門部会が、昭和52年10月の改正銀行取引約定書の実施に合わせて既存の契約書を修正する場合の例として公表した「貸出関係主要約定書修正例」である。(編集部)

信用保証委託契約書例

昭和 年 月 日

〇〇〇信用保証協会殿

住所	住所
委託者	連帯保証人
住所	住所
連帯保証人	(担保提供者) 連帯保証人

貴協会に信用保証協会法第20条に基づき信用保証を委託するに於いて、委託者および保証人は、次の各条項を確約します。

2 前項により支払いを要した信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。

3 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期限の利益を失う失にかかわらず金融機関所定の最終弁済期日の翌日から開始する期間とします。)に於いて、年百分の割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(信用保証の委託)

第1条 (以下「金融機関」といいます。)から金(これを以下「借入金債務」といいます。)を受けるとして、貴協会に信用保証を委託します。

2 前項の信用保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基いて行なわれるものとします。

第3条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により借入をすときは、その委託者または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。

2 貴協会に差し入れた担保は必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会において処分ができるものとします。

3 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

第4条 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第5条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。

- (1) 仮差押、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産、和議開始、会社整理開始もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または、清算に入ったとき。
- (2) 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 担保物件が滅失したとき。
- (5) 借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人

第5条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知を催告しなくとも弁済することができるものとします。

2 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用されるものとします。

(求償権の範囲)

第6条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日以後の年18パーセントの割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(弁済の充当順序)

第7条 委託者または保証人の弁済し

10

た金額が、貴協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務（以下「本契約から生じる債務」と総称します。）の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充當することができるとします。

2 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に充當するに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充當することができるとします。

2 委託者または保証人が、本契約から生じる債務および本契約以外の信用保証委託契約から生じる債務を貴協会に負担している場合に、委託者または保証人の弁済した金額が、貴協会に充當するに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充當することができるとします。

第8条 委託者または保証人の名称、高号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届け出をし、貴協会の指示に従います。

2 財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧を調査に必要な便宜を提供します。

3 前項の事項に重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあると

第9条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第10条 貴協会が第5条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

（連帯保証人）

第11条 保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、第6条の償還債務、第2条の信用保証料債務および延滞保証料債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、委託者と連帯して履行の責を負います。

2 貴協会に差し入れた担保または保証人につき、貴協会が変更・解除・放棄・返還等をして、保証人の責

任には変動を生じないものとします。

3 金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前項に準じて取り扱うことに同意します。

4 保証人が金融機関に対して貴協会の保証にかかる借入金債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、貴協会と保証人との間における求償および代位の関係を次のとおりとします。

(1) 貴協会が第5条第1項の弁済をしたときは、保証人は貴協会に対して第6条の求償権全額を償還します。

(2) 貴協会が第5条第1項の弁済をしたときは、保証人が当該借入金債務につき金融機関に提供した担保の全部について貴協会が金融機関に代位し、第6条の求償権の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行なうことができます。

(3) 保証人が金融機関に対する自己

の保証債務の弁済をしたとき、または保証人が金融機関に提供した担保の履行がなされたときは、保証人は、貴協会に対して何らの求償をしません。

（代位取得の予形）

第12条 代位により金融機関から貴協会に移転した手形につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

（管轄裁判所の合意）

第13条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本所または支所の所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

（契約の変更）

第14条 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。


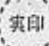

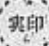
以上



平成 15 年 7 月 12 日

保証委託契約書

みずほ信用保証株式会社

保証委託者 (ご本人)	おところ	112-0012 東京都文京区大塚 4-901
	おなまえ	北村 洋子 
保証委託者 (連帯債務者)	おところ	□□□-□□□□
	おなまえ	
連帯保証人	おところ	112-0012 東京都文京区大塚 4-901
	おなまえ	北村 晃彦 
連帯保証人	おところ	□□□-□□□□
	おなまえ	

保証委託者(以下委託者という)は、株式会社みずほ銀行から下記ローンの借入を受けるにあたり、裏面記載の保証委託約款の各条項を承認のうえ、貴社に保証を委託します。連帯保証人は、この契約から生ずるいっさいの債務について委託者と連帯して保証の責任を負います。

〔保証を委託する債務〕

ローン種類	住宅ローン	
借入金額・借入限度額 該当するものに○をつけてください	30,000,000 円	
分割借入内訳	第1回借入額	円
	第2回借入額	円
	第3回借入額	円
借入期間	20年 0ヶ月	
分割借入内訳	第1回借入分	年 ヶ月
	第2回借入分	年 ヶ月
	第3回借入分	年 ヶ月

23

保証委託約款



第1条 (保証委託要項)

1. 委託者の委託に基づいてみずほ保証株式会社(以下「保証会社」といいます)から負担する保証債務の範囲は、株式会社みずほ銀行(以下「銀行」といいます)からの保証委託契約証書記載のローン借入に關し、委託者が銀行に対して負担する借入元本、借入利息、損害金、繰上げ返済損害金、その他いっさいの債務の金額(以下「原債務」といいます)とします。

2. 委託者が借入限度額をもって保証委託を行った場合、その借入限度額は借入金元本の合計とします。

第2条 (求償債務の担保)

1. 委託者はこの契約による債務を担保する為、保証会社の指定する不動産に保証会社の指示する種類・順位および金額の(根)抵当権を設定します。

2. このうち根抵当権を設定する場合は、抵当額を借入金額または借入限度額に保証会社所定の倍率を掛けた金額とします。

3. また、その根抵当権が及ぶ範囲は、委託者が株式会社みずほ銀行との間で現在負担し将来負担する全てのローン借入に關し、委託者が保証会社に対して委託した保証に係る求償債務とします。

4. 根抵当権を設定登記する場合には、租税特別措置法が定める根抵当権設定登記の登録免許税率の優遇措置を受けられないことを了承いたします。

5. 委託者は、この担保金を必要とする相当の事由が生じたときは、保証会社の請求によって直ちに保証会社の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人をたて、もしくはこれを追加します。

第3条 (原債務の履行義務)

保証会社が保証した原債務については、保証会社との保証委託契約(以下「保証委託契約」といいます)ならびに銀行との金銭消費貸借契約の締結を遵守し、その支払期日に必ず原債務を履行し、保証会社には何ら負担をかけるものとしません。

第4条 (届出事項)

1. 委託者の氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面をもって保証会社に通知し、その指示に従います。

2. 前項の届出を怠ったために、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到達したものとします。

3. 委託者について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、またはこれらの審判を受けていると認められるときは、委託者または委託者の補助人、保佐人、後見人はその旨を直ちに保証会社に書面で届けるものとします。届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様とします。これらの届出を怠ったために生じた損害については、保証会社に責任を負わないものとします。

4. 委託者は保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合、担保の状況ならびに委託者および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

5. 委託者は担保の状況、または委託者もしくは保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、保証会社に報告するものとします。

第5条 (保証債務の履行)

保証会社が保証債務を履行するときは、委託者に対する事前の通知を要せず、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、履行の方法、金額について保証会社が任意に実行されても委託者は異議を述べないものとします。

第6条 (償還の範囲)

保証会社が保証債務を履行したときは、委託者は保証会社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- ① 保証会社の履行金額。
- ② 前号の金額に対し保証会社が支払いを行った日の翌日から、委託者が保証会社に弁済する日までの年14.5%の割合(年365日の日割計算)による損害金。
- ③ その他保証会社の委託者および保証人に対する債権の行使もしくは債権の保全または担保の取戻し(は処分のために要した費用)。
- ④ 保証委託契約から生じたいっさいの費用(訴訟費用および弁護士費用を含む)。

第7条 (債務の返済等にあたる順序)

1. 委託者が支払った返済金が保証委託契約による債務および委託者と保証会社との取引による他の債務がある場合にはその債務もあわせて、委託者の債務の金額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当することができ、委託者はその充當に対しては異議を述べないものとします。

2. 委託者または連帯保証人からの申し出により相殺を行う場合も前項と同様とします。

第8条 (事前求償)

1. 委託者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、委託者は保証会社が保証している金額全額について、保証会社からの通知催告等なくとも、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。

- ① 委託者が返済を遅延し、銀行から書面により催告しても、次の返済日までに元金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
- ② 委託者が住所変更等の届出を怠るなど、委託者のために場すべき事由によって、保証会社に委託者の所在が不明となったとき。

2. 次の場合には、委託者は保証会社からの請求により、保証会社が保証している金額全額について、保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済します。

- ① 委託者が保証委託契約および原債務の金銭消費貸借契約の一つにでも違反したとき。
- ② 委託者が支払を停止したとき。
- ③ 委託者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ④ 担保物件につき差押または競売手続の開始があったとき。
- ⑤ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3. 前2項の場合、委託者は保証会社に対する求償債務または原債務について担保があるかと否とを問わず求償に応ずるものとし、また保証会社に対して担保の提供または原債務の免責を請求しません。なお、委託者が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅延なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第9条 (中止、解約、終了)

1. 委託者が保証会社に借入限度額をもって保証委託を行っている場合、委託者が第2条第4条第1項、第2項もしくは第3条第1項、第2項の各号の一つに該当したとき、または第2項もしくは第3条第1項に基づき保証会社を権利者として設定した担保権の担保価値が著しく低下したとき、もしくはその他債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社は保証委託契約に基づく保証を中止し、または解約することができるものとします。

2. 保証委託契約に基づく保証が前項により中止、解約されたまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、委託者がすでに個別に借入れた債務については、その弁済が終わるまで継続するものとします。

3. 委託者は、前2項の定めにかかわらず、本条第1項により保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけるものとしません。

第10条 (連帯保証人)

1. 保証人は「保証委託契約」によって委託者が負担する債務の履行については、この約定に従います。

2. 保証人は、保証会社の都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除されても異議ありません。

3. 保証人が保証委託契約による保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、委託者と保証会社との取引継続中は保証会社の同意がなければこれを行わないものとします。また、代位の目的となく権利の対価たる金銭については保証会社が保証人に優先して分配を受けることができるものとします。

4. 保証人が委託者と保証会社との取引について、ほかにも保証をしている場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、または他に保証の定めのある保証をしている場合にはその保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。また保証人が委託者と保証会社との取引について、将来ほかにも保証した場合には同様とします。

第11条 (公正証書の作成)

委託者は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、保証委託契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関するいっさいの手続をとるものとします。

第12条 (準拠法・管轄裁判所)

1. 保証委託契約および保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引の契約準拠法は日本法とします。

2. 保証委託契約が適用される保証会社と委託者との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、委託者は保証会社本社または支店・営業所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第13条 (免責事項)

委託者は、保証会社が託属その他の書類の印影を保証委託契約証書に押印の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印影について偽造・変造・盗用等の事故があってもこれにより生じた損害は、委託者の負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負うものとします。

第14条 (債権譲渡)

委託者は保証会社が委託者に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

第15条 (保証料および手数料)

1. 委託者は、保証会社の保証に対して保証料を以下のとおり支払うものとします。なお、保証利率については、合理的な計算方法に基づいて銀行と保証会社間で定めるものとします。

- ① 保証料を保証委託時に一部前払いする場合
委託者は、保証委託時に保証料の一部を前払いするものとします。また、委託者は、一部前払いする保証料以外の保証料を委託者が銀行との金銭消費貸借契約証書に基づき支払う利息の中から銀行を通じて支払うものとします。
- ② 保証料を保証委託時に前払いしない場合
委託者は、銀行との金銭消費貸借契約証書に基づき支払う利息の中から銀行を通じて支払うものとします。

2. 委託者は、ローン取扱時および繰上げ返済等の取扱時には保証会社所定の手数料を保証会社所定の方法・時期により支払うものとします。

3. 委託者が銀行との金銭消費貸借契約に従い原債務を遅延なく履行しており、かつ金銭消費貸借契約にもとづく原債務を委託者が約定定期限前に繰上げ返済する場合には、保証会社は、前項の既払保証料のうち、保証会社所定の利率・方法による返済保証料を支払うものとします。その場合、保証会社は、保証会社所定の繰上げ返済取扱手数料および振込に要する所定の手数料を差引くものとします。

第16条 (信用情報機関への利用と登録の同意)

1. 委託者および連帯保証人は、保証委託契約に係る取引上の判断にあたり委託者および連帯保証人の支払能力の調査のため、保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関に照会し、委託者および連帯保証人の個人信用情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、支払回、利用残高、日々の支払状況等の情報)が登録されている場合には、それを利用することに同意するものとします。

2. 委託者および連帯保証人は保証委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人信用情報、保証会社の加盟する信用情報機関に7年を超えない期間登録されること、また保証会社が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員により、委託者および連帯保証人の支払能力に関する調査のため、利用することに同意するものとします。

【保証会社が加盟する信用情報機関】(平成34年4月1日現在)

信用情報機関の名称・所在地・電話番号	登録される情報とその期間
名称: 全国銀行協会連合会 全国銀行個人信用情報センター 所在地: 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 電話番号: フリーダイヤル 0120-122-878	本契約に係わる申込をした事実: 保証会社が信用情報機関を利用した日より1年を超えない期間 本契約に関する客観的な取引事実: 契約期間中および契約終了後5年を超えない期間 債務の支払いを遅延した事実: 延滞等の発生日より5年を超えない期間
名称: 株式会社シー・アイ・シー 所在地: 〒160-0022 東京都新宿区西新宿5-15-5 新宿三光ビル 電話番号: フリーダイヤル 0120-810-474	本契約に係わる申込をした事実: 保証会社が信用情報機関を利用した日より6ヶ月を超えない期間 本契約に関する客観的な取引事実: 契約期間中および契約終了後5年を超えない期間 債務の支払いを遅延した事実: 延滞等の発生日より5年を超えない期間
名称: 株式会社シーシービー 所在地: 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-11 パール飯田橋ビル 電話番号: フリーダイヤル 0120-440-029	本契約に係わる申込をした事実: 保証会社が信用情報機関を利用した日より6ヶ月を超えない期間 本契約に関する客観的な取引事実: 契約期間中および契約終了後5年を超えない期間 債務の支払いを遅延した事実: 延滞等の発生日より5年を超えない期間(ただし、各開帳のみ7年を超えない期間)

第17条 (個人情報等の取扱・利用・提供に関する同意)

委託者は、委託者に関する情報の取扱・利用・提供に關し、以下の内容に同意します。

- ① 保証会社が保証委託契約に基づく債権業務(送上手信を含む)および債権管理業務等のためにみずほ銀行からみずほ銀行が保有する委託者の情報を収集し、利用すること。
- ② 保証会社が上記業務のために、保証会社が保有する委託者の情報をみずほ銀行に提供すること。

13

35. 金銭消費貸借および
抵当権設定契約証書

印紙

銀行名 住所 債務者 抵当権設定者
 住 所 住 所 住 所
 抵当権設定者 (物上保証人)
 住 所 保証人

平成 年 月 日

第1条 (借入要項)

債務者は、別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、実行から次の要項によって金銭を借入れ、これを受領しました。

1. 金額	円也
2. 返済期	
3. 年利	%の割合
4. 利息支払期	(年365日の日割計算)
5. 損害金	この約定による債務を履行しなかつたときは、支払うべき金額に対し年 % の割合 (年365日の日割計算) の損害金を支払います。

第2条 (手形の併用)

前条の借入金の返済を確保するため、債務者は、実行が指定する支払期日の約束手形を振出し、実行に差し入れます。その後も最終返済期に至るまで同様に着替えます。

第3条 (長期借入の期限前弁済)

① 債務者は、借入期間1年以上の借入については、あらかじめ実行の承諾を受けたうえで約定の期限内にその債務の一部または全部を弁済することができず。
 ② 前項の場合において、実行の請求があったときは弁済金額の % の割合の手数料を支払います。
 第4条 (抵当権の設定)
 抵当権設定者は、この約定による債務を担保するため、債務者が別に差し入れた銀行取引約定書

の各条項のほか、この約定を承認のうえ、その所有する後記物件の上に順位後記の抵当権を設定しました。

第5条 (抵当物件)

- ① 抵当権設定者は、あらかじめ実行の承諾がなれば、抵当物件 (抵当建物の借地権を含む。以下同じ。)の現状を変更し、または第三者のために権利を設定しもしくは譲渡しません。
- ② 抵当物件が原因のいかんを問わず滅失・毀損しもしくはその価格が低落したとき、またはそれのおそれがあるときは、債務者または抵当権設定者 (物上保証人) は直ちにその旨を実行に通知します。
- ③ 抵当物件について譲渡、土地明渡し、取用その他の原因により譲渡代金・立退料・補償金・清算金などの債権が生じたときは、抵当権設定者はその債権に質権を設定しますから、実行がこれらの金銭を受領したときは債務の弁済期前でも法定の順序にかかわらず、実行はその弁済に充当することができず。

第6条 (損害保険)

① 抵当権設定者は、この抵当権が存続する間抵当物件に対し、実行の同意する保険会社と実行の指定する金額以上の損害保険契約を締結または継続し、その保険契約にもとづく権利のうえに実行のため質権を設定し、またはその保険契約に抵当権者特約条項をつけます。

② 抵当権設定者は、前項の保険契約以外に抵当物件に対し保険契約を締結したときは、直ちに実行に通知し、前項と同様の手続をとります。

③ 前2項の保険契約の継続、更改、変更および保険目的物件罹災後の保険金等の処理については、すべて実行の指示に従います。

④ 実行が債権保全のため、必要な保険契約を締結しもしくは抵当権設定者に代って保険契約を締結または継続し、その保険料を支払ったときは、債務者または抵当権設定者 (物上保証人) は、実行の支払った保険料その他の費用に、その支払日から年 % の割合の損害金をつけて支払います。

⑤ 前4項による保険契約にもとづく保険金を実行で受領したときは、債務の弁済期前でも法定の順序にかかわらず、実行はその弁済に充当することができず。

第7条 (借地権)

① 抵当権設定者は、借入建物の敷地につきその借地期間が満了したときは、借地借家法第22条・第23条・第24条の定期借地権を除き直ちに借地契約の継続の手続をとります。また、土地の所有権に変更があつたときは直ちに実行に通知し、

35. 金銭消費貸借および抵当権設定契約証書

また借地権の種類・内容に変更を生ずるときはあらかじめ実行に通知します。

② 解約、賃料不払、借地権の変更・内容の変更その他借地権の消滅または変更をきたすようなおそれのある行為をせず、またこのようなおそれのあるときは借地権保全に必要な手続をとることはもちろん、建物が滅失した場合にも実行の同意がなければ借地権の賃貸その他任意の処分をいたしません。

③ 借入建物が火災その他により滅失し、建物を建替する場合は、直ちに借地借家法第10条第2項の所定の指示を行つたうえ、遅やかに同一の承諾を得て建物を建築してこの抵当権と同一内容・順位の抵当権を設定します。また、直ちに建物の建築をしない場合には、保険金等によって弁済してもなお残債務があるときは、借地権の処分について実行の指示に従うものとし、実行はその処分代金をもって債務の弁済に充当することができず。

第8条 (任意処分)

抵当物件は、必ずしも競売手続によらず一般に過当と認められる方法、時期、価格等により実行において処分するときは、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず実行は債務の弁済に充当することができ、なお残債務がある場合には債務者は直ちに弁済します。

第9条 (抵当物件の調査)

抵当物件について実行から請求があつたときは、直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供します。

第10条 (費用の負担)

この抵当権に関する設定、解除または変更の登記ならびに抵当物件の調査または処分に関する費用は、債務者または抵当権設定者 (物上保証人) が連帯して負担し、実行が支払った金額については直ちに支払います。

第11条 (保証)

① 保証人は、債務者がこの約定によって実行に対し負担するいっさいの債務について債務者と連帯して保証債務を負い、その履行については債務者が別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、この約定に従います。

② 保証人は、債務者の実行に対する預金その他の債権をもって担保はしません。

③ 保証人が債務者と実行との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されなれないものとし、また、ほかに担保額のある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとし、保証人が債務者と実行との取引に

ついて、将来ほかに保証をした場合にも同様とします。

第12条 (担保保存義務の免除、代位)

- ① 保証人または抵当権設定者 (物上保証人) は、実行がその割合によって他の担保もしくは保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- ② 保証人または抵当権設定者 (物上保証人) がこの約定による債務を履行した場合、代位によって実行から取得した権利は、債務者と実行との取引継続中は実行の同意がなければ、これを行使しません。もし実行の請求があれば、その権利または順位を実行に無償で譲渡します。以上

(注) 第3条は、長期借入の期限前弁済の手数料を定める場合の記載例である。

14

銀行取引手帳 2003年借入